

生食水発 0331 第2号

平成 28 年 3 月 31 日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

厚生労働省では、水質異常時の対応について、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）の第 2 「水質異常時の対応について」により示していますが、平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応や平成 24 年 5 月の利根川水系のホルムアルデヒド前駆物質による水質事故等の経験を踏まえ、水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について「水質基準逐次改正検討会」及び「厚生科学審議会生活環境水道部会」の検討を経て、下記のとおり取りまとめました。

つきましては、貴管下の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して周知いただくようお願いいたします。なお、本通知は「水質異常時の対応について」を補完するものであり、これを変更するものではないことに御留意ください。

また、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）により、水質事故等に関する情報の提供をお願いしているところですが、摂取制限を伴う給水継続を実施する場合は、当該通知に基づき情報提供をお願いしているケースに該当することから、直ちに厚生労働省水道課あて御報告をお願いします。御報告を受け、厚生労働省では同通知で示している「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき、飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正に努めてまいります。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 法律第 67 号）に規定する技術的助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者等及び国設置専用水道の設置者には別途通知していることを申し添えます。

記

1. 水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の基本的な考え方

水質事故等により、浄水中の有害物質の濃度が一時的に基準値を一定程度超過する水質異常が生じた場合においても、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについては、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）の判断により、水道利用者に対して水道水の摂取を控えるよう広報しつつ、給水を継続（摂取制限を伴う給水継続）することが可能である。摂取制限を伴う給水継続の実施に当たっては、汚染状況（原因物質の特性、濃度、汚染の範囲等）、復旧までに要する時間、給水区域の規模や地域性に応じた摂取制限・給水停止による地域住民に対する影響、応急給水等代替手段確保の実現性、広報体制等を踏まえて、総合的に判断し、より社会的影響の小さい対応として選択する必要がある。

2. 摂取制限を伴う給水継続を行う対象となる物質等について

摂取制限を伴う給水の継続は、一般細菌や大腸菌、シアン、水銀のように基準値超過の継続時に給水停止が求められているものを対象に行うものではなく、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されているものについて、一時的に基準値超過が見込まれる場合に行うことが可能となるものである。このため、水質基準項目のうち、長期的な健康影響をもとに基準値が設定されている物質（表1）が対象となる。

摂取制限を伴う給水継続を行う際の個別の物質濃度や期間については、その原因や復旧に要する時間、当該事業者における処理方式や配水池の容量等の水道システムの対応能力等が様々であるため、一律の基準を設けることは困難であり、各水道事業者等が原因、影響等を踏まえて総合的に判断することが必要である。

表1 長期的な健康影響を考慮して基準が設定されている物質

3	カドミウム及びその化合物	20	ベンゼン
5	セレン及びその化合物	21	塩素酸
6	鉛及びその化合物	22	クロロ酢酸
7	ヒ素及びその化合物	23	クロロホルム
8	六価クロム化合物	24	ジクロロ酢酸
12	フッ素及びその化合物	25	ジブロモクロロメタン
13	ホウ素及びその化合物	26	臭素酸
14	四塩化炭素	27	総トリハロメタン
15	1,4-ジオキサン	28	トリクロロ酢酸
16	シス・トランス-1,2-ジクロロエチレン	29	ブロモジクロロメタン
17	ジクロロメタン	30	ブロモホルム
18	テトラクロロエチレン	31	ホルムアルデヒド
19	トリクロロエチレン		

3. 水質異常時の対応体制の整備について

水質異常が生じた際の対策について、予めその意思決定や実施体制、行政や他水道事業者等関係者との連携体制を検討、整備しておくことが必要である。

特に、水道用水供給事業者が水道事業に水道水を供給している場合や、水道事業者等が水道施設の運転管理を委託している場合等は、予め意思決定等に関する取り決めをしておくことが重要である。

水質異常時の対策に係る意思決定の参考とするため、専門家の意見を聴取できるような体制の整備が有効である。

また、摂取制限を伴う給水継続を実施する際の飲用水の応急給水に対応するためには、水源を別とする他の水道事業者等との連携体制を構築しておくことも有効である。

4. 摂取制限を伴う給水継続を実施する際の対応について

水質異常時には、水道事業者等は、直ちにその実態把握を行うとともに、その原因を究明し、所要の低減化対策を実施する必要がある。

また、摂取制限を伴う給水継続を実施する際は、水道利用者に対し応急給水により飲用水を確保することが必要である。飲用水の配布に関しては水道事業者等と行政との連携が必要であり、また、応急給水により飲用水を入手することが困難な者についての配慮が必要である。

5. 水道利用者に対する周知について

摂取制限を伴う給水継続を行う際は、水道事業者等は水道利用者に対し、水質に異常が生じていること又はそのおそれがあること、給水を継続しているが飲用は避けることについて速やかにかつ適切に周知する必要がある、解除に当たっても速やかに周知することが必要である。

周知の方法としては、近年用いられている新たな手法の導入の検討も有効であり、子どもやお年寄り等情報弱者対策を含めて複数の方法を用いて確実に行うとともに、水道利用者からの問い合わせに対応することも重要である。

(例) ビラ、エリアメール・緊急速報メール、ウェブ、連絡網、テレビ（データ放送）、ラジオ、広報車、防災無線 等

また、日頃から水道水が飲用できないことがあり得ることや、その際に水道事業者等が講じる対策及び周知の方法について、貯水槽水道の設置者を含め水道利用者と共有しておくことが有効である。

6. 摂取制限の解除について

摂取制限を解除するに当たっては、水道事業者等は、末端の給水栓において実施する水質検査により、基準値超過のあった物質について水質基準に適合していることを確認することが求められる。

検査を行う給水栓については、通常の水質検査における採水場所（配水管の末端等水が停滞しやすい場所）を参考に決定することとなるが、配水に要する時間等を踏まえて解除の方法を予め検討しておくことが重要である。